

京都市告示第425号

生活保護法第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による介護扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第4号に規定する介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防・日常生活支援若しくは介護予防ケアマネジメントに基づくプラン又は施設介護を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

令和4年10月24日

京都市長 門川大作

介護機関指定

サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
介護予防短期入所 生活介護	特別養護老人ホーム 和順 の里	北区大北山原谷乾町 102番1	令和4年8月1 日
認知症対応型共同 生活介護	洛和グループホーム醍醐春 日野	伏見区醍醐東合場町 9番地の12	令和4年9月1 日
介護予防認知症対 応型共同生活介護	洛和グループホーム醍醐春 日野	伏見区醍醐東合場町 9番地の12	令和4年9月1 日
認知症対応型共同 生活介護	洛和グループホーム山科鏡 山	山科区北花山河原町 8番地	令和4年8月1 日
介護予防認知症対 応型共同生活介護	洛和グループホーム山科鏡 山	山科区北花山河原町 8番地	令和4年8月1 日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)